

石企 D 第 75 号
令和 5 年 8 月 28 日

石垣市議会議長
我喜屋 隆次 様

石垣市長 中山 義 隆

議案の一部訂正について

令和 5 年 6 月 16 日に提出した議案第 34 号「石垣市行政手続オンライン化条例」の一部を次のとおり訂正したいので、石垣市議会会議規則第 19 条の規定により承認方願います。

訂正内容

別紙訂正表のとおり

訂正前	訂正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、<u>オンラインシステム</u>による申請及び処分通知並びに<u>電子データ</u>による縦覧を行うために必要な事項を定めることにより、行政手続に係る利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例等 市の条例及び規則等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程、<u>議会の規程及び</u>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。)並びに地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第55条第1項の規定により、沖縄県の条例の定めるところにより市が処理することとされた事務について規定する同県の条例及び同県の知事又は教育委員会の規則をいう。</p> <p>(2) 市の機関等 _____ 市の執行機関、<u>議会</u>、地方公営企業法第7条に規定する公営企業の管理者若しくはこれらに設置される機関又はこれらの機関の職員であって、法令及び条例等の規定に基づき独立に権限を行使することを認められたもの並びに地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) <u>電子データ</u> 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、パソコン等端末による情報処理の用に供されるものをいう。</p> <p>(6) <u>オンラインシステム</u> 市の機関等の使用に係るパソコン等端末とその手続等の相手方の使用に係るパソコン等端</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、<u>電子情報処理組織</u>による申請及び処分通知並びに<u>電磁的記録</u>による縦覧を行うために必要な事項を定めることにより、行政手続に係る利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例等 市の条例及び規則等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程、_____ 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。)並びに地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第55条第1項の規定により、沖縄県の条例の定めるところにより市が処理することとされた事務について規定する同県の条例及び同県の知事又は教育委員会の規則をいう。</p> <p>(2) 市の機関等 <u>地方自治法第2編第7章に基づいて設置される</u> 市の執行機関_____, 地方公営企業法第7条に規定する公営企業の管理者若しくはこれらに設置される機関又はこれらの機関の職員であって、法令及び条例等の規定に基づき独立に権限を行使することを認められたもの並びに地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) <u>電磁的記録</u> 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、パソコン等端末による情報処理の用に供されるものをいう。</p> <p>(6) <u>電子情報処理組織</u> 市の機関等の使用に係るパソコン等端末とその手続等の相手方の使用に係るパソコン等端</p>

末とをインターネット等の通信回線で接続した申請等が行えるシステムをいう。

(7)～(9) 略

(10) 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電子データに記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(11) 作成等 法令又は条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電子データを作成し、又は保存することをいう。

(12) 略

(オンラインシステムによる申請等)

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、オンラインシステムを使用する方法により行うことができる。

2 前項のオンラインシステムを使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項のオンラインシステムを使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係るパソコン等端末に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項のオンラインシステムを使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、オンラインシステムを使用した個人番号カードの利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料等の納付の方法が規定されているものを第1項のオンラインシステムを使用する方法により行う場合には、当該手数料等の納付につい

末とをインターネット等の通信回線で接続した申請等が行えるシステムをいう。

(7)～(9) 略

(10) 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(11) 作成等 法令又は条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(12) 略

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係るパソコン等端末に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料等の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料等の納付につい

ては、当該条例等の規定にかかわらず、オンラインシステムを使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

(オンラインシステムによる処分通知等)

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、オンラインシステムを使用する方法により行うことができる。ただし、規則で定める方式により、当該処分通知等を受ける者が当該オンラインシステムを使用する方法により当該処分通知等を受ける旨の表示をする場合に限る。

2 前項のオンラインシステムを使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項のオンラインシステムを使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係るパソコン等端末に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項のオンラインシステムを使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(電子データによる縦覧等)

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電子データに記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電子データに記録されている事

ては、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、規則で定める方式により、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により当該処分通知等を受ける旨の表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係るパソコン等端末に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事

項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電子データによる作成等)

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電子データにより行うことができる。

2 前項の電子データにより行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子データにより行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(添付書面等の省略)

第7条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則等で定める書面等であつ

項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他のデジタル技術を活用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他のデジタル技術を活用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項の規定に基づき行わせ、又は第4条第1項、第5条第1項若しくは前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則等で定める書面等であつ

て、当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、オンラインシステムを使用した個人番号カードの利用又はその他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、市の機関等が直接に、又はオンラインシステムを使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(委任)

第8条 略

附 則

(石垣市行政手続条例の一部改正)

2 石垣市行政手続条例(平成9年石垣市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書中「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加える。

第33条第4項第2号中「含む。)」の次に「又は電子データ(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、パソコン等端末による情報処理の用に供されるものをいう。)」を加える。

て、当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用又はその他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、市の機関等が直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(デジタル技術を活用した行政の手続等の推進に関する状況の公表)

第9条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定によるデジタル技術を活用した行政の手続等の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により、毎年度1回以上公表するものとする。

(委任)

第10条 略

附 則

(石垣市行政手続条例の一部改正)

2 石垣市行政手続条例(平成9年石垣市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書中「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加える。

第33条第4項第2号中「含む。)」の次に「又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、パソコン等端末による情報処理の用に供されるものをいう。)」を加える。